別添６（第５の関係）

都道府県への配分額の算定方法について

第１　都道府県配分額の算定

　　　各都道府県への配分については、予算の範囲内において、別紙３－１の第３により提出される都道府県計画及び事業計画を基に、以下の１及び２のとおり算定し、地方農政局長に通知するものとする。

１　各都道府県における優先順位が第１位の事業計画の要望額に相当する額を、原則配分する。ただし、各都道府県における優先順位が第１位の事業計画の合計要望額が配分可能額を上回る場合には、以下①から②の順に、優先的に配分するものとする。

①　過去２年間に本事業（令和元年度においては、「持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業」を指す。以下同じ。）の実施歴がない都県の優先順位が第１位の事業計画

②　過去に本事業の実施歴のある道府県のうち、当該道府県で申請歴のない品目を対象とした優先順位が第１位の事業計画

なお、①及び②の各手順において、合計要望額が配分可能額を上回る場合には、合計要望額に対する配分可能額の割合を算出し、各手順の配分対象となる事業計画に対し、要望額に同割合を乗じた額を配分する。

２　１により配分した結果、事業計画の合計要望額が配分可能額を下回る場合には、各都道府県における優先順位が第２位以降の事業計画の計画数及び要望額を考慮し、当該都道府県に配分する。

第２　配分基準の考え方の見直し

　　　各都道府県への配分については、取組主体ごとの総合的な政策推進の観点を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。